



# 愛媛県報

発 行 愛 媛 県

印 刷 岡田印刷株式会社

平成14年 9月13日金曜日 第1390号

## ◇ 目 次 ◇ 告 示

新たな土地改良事業の施行の認可（4件）.....	1013
県営土地改良事業の換地処分.....	1013
町営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧（2件）.....	1013
町営土地改良事業の計画の変更等の同意.....	1013
開発行為に関する工事の完了.....	1014

## 公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告.....	1014
砂利採取業務主任者試験の実施.....	1014

## 任 免 辞 令

公営企業任免辞令.....	1014
---------------	------

## 告 示

### ○愛媛県告示第1538号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、三瓶町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・朝立地区）の施行を平成14年9月3日認可した。

平成14年9月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

### ○愛媛県告示第1539号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、三瓶町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・龍王池地区）の施行を平成14年9月3日認可した。

平成14年9月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

### ○愛媛県告示第1540号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、三瓶町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・皆江地区）の施行を平成14年9月3日認可した。

平成14年9月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

### ○愛媛県告示第1541号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、三瓶町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・蔵貫村地区）の施行を平成14年9月3日認可した。

平成14年9月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

### ○愛媛県告示第1542号

平成14年9月3日県営ほ場整備事業緑地区榎床工区の換地計画に基づく換地処分を行ったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成14年9月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

### ○愛媛県告示第1543号

松前町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・筒井地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成14年9月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

#### 1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・筒井地区）計画書の写し
- (2) 松前町営土地改良事業の経費賦課徴収条例の写し

#### 2 縦覧期間

平成14年9月17日から10月16日まで

#### 3 縦覧場所

松前町役場

### ○愛媛県告示第1544号

松前町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・西古泉地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成14年9月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

#### 1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・西古泉地区）計画書の写し
- (2) 松前町営土地改良事業の経費賦課徴収条例の写し

#### 2 縦覧期間

平成14年9月17日から10月16日まで

#### 3 縦覧場所

松前町役場

### ○愛媛県告示第1545号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第1項の規定により、小田町から協議のあった町営土地改良事業（土地改良総合整備事業・庚申松地区）の計画の変更に平成14年

9月3日同意した。  
平成14年9月13日

愛媛県知事 加戸守行

## ○愛媛県告示第1546号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。  
平成14年9月13日

愛媛県知事 加戸守行

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
西局丹土（開）第13号 平成14年8月23日	東予市旦之上甲216番3	東予市河之内甲657番地の3 山内庄一
松局伊土検（開）第29号 平成14年9月2日	伊予郡松前町大字恵久美字向居527番2及び528番	松山市土居田町428番地 セジュールMGⅡ102号 郷田正俊

## 公 告

## ○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成14年9月13日

愛媛県知事 加戸守行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成14年9月3日	特定非営利活動法人 ビエイブルツウ	日野二郎	松山市衣山五丁目1540番地1	この法人は、広汎性発達障害児をはじめ、広く市民を対象に、動物介助療法及び農作物の栽培や収穫等の作業療法を適用する事業を行い、障害児の情動性と社会性の発達を促し自立を図ると共に日常生活の質的向上に寄与することを目的とする。

## ○公 告

## 砂利採取業務主任者試験の実施について

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定に基づき、平成14年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成14年9月13日

愛媛県知事 加戸守行

- 試験の場所  
松山市一番町四丁目4番地2  
愛媛県庁会議室（第2別館5階第3会議室）
- 試験の日時  
平成14年11月8日（金）10時
- 受験願書の提出期間  
平成14年10月8日（火）から同月18日（金）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。
- 受験願書の請求先及び提出先  
県庁土木部土木管理課又は住所地を管轄する地方局建設部若しくは土木事務所

## 任 免 辞 令

## ○公営企業任免辞令

9月1日

戒井理

愛媛県技術吏員に任命する  
医療職（一）2級を命ずる  
県立中央病院内科医長を命ずる

山口佳昭

愛媛県技術吏員に任命する  
医療職（一）2級を命ずる  
県立中央病院脳神経外科医長を命ずる